

大阪府「後援名義使用」等申請書及び報告書等作成にかかる留意点

《文化芸術関係》

大阪府「後援名義使用」等の申請をされる方は、次の点に留意して書類を提出してください。
申請書、報告書等への押印は不要です。

1 大阪府「後援名義使用」等申請書（様式１－１）及び添付書類

- ① 申請者は職・本名を記入すること（芸名や雅号は原則不可）。
- ② 事業概要（目的）欄は、事業を開催することにより、どのように文化芸術の振興につながるのか具体的に記入すること。
- ③ 「誓約事項」欄の記載内容（暴力団の利益にならないことなど）に該当するときは、□の中にレ点チェックをすること。
- ④ 収支予算書（添付書類）には、申請事業にかかる予算のみを記入し、事業団体の維持費は含まないこと。収入金額と支出金額が一致しないときは、その理由、金額を記載すること。
- ⑤ 知事賞の交付を申請する場合、知事賞選考審査基準（添付書類）は、審査項目（審査のポイント）を明記（複数項目あることが望ましい）するとともに、選考については明確かつ客観的な方法を明記すること（点数制による選考が望ましい）。
- ⑥ 知事賞は原則一事業につき一枚のみ交付とする。ただし、分野が多岐に分かれるなど複数の知事賞が必要となるときは、「知事賞の部門」欄に分野名を記入すること。
- ⑦ 知事賞の審査委員は内部からの選出のみではなく、外部からも委員を選出することが望ましい。

2 大阪府「後援名義使用」等承認事業の変更申請書（様式２）

- ① 後援名義の使用承認後、やむを得ない事情により、事業名、事業の実施期間、実施場所等を変更せざるを得なくなったときは変更箇所が分かるように記載すること。
- ② 「変更理由」欄には変更に至ったやむを得ない理由を記載すること。

3 大阪府知事賞受賞者報告書（様式３）

- ① 受賞者報告書の未提出及び記載内容に不備がある場合、賞状に知事印を押印することができません。ただし、受賞者が事業当日に決定するなど、事業日以前に提出することが難しい場合は、受賞者決定後、速やかに提出すること。（審査から賞状を贈呈するまでの時間が短く、知事印の押印が間に合わない場合は、事前に相談してください。）
- ② 「受賞者名」には本名を記載すること。ただし、芸名や雅号を賞状に記入する必要があるときは、受賞者報告書に芸名や雅号を記載のうえ、本名を必ず括弧書きで併記すること。
- ③ 受賞者報告書に基づき、本人確認を行うことがある。本人確認ができない場合は、「大阪府後援名義使用承認」及び「大阪府知事賞交付」を取り消すことがある。

4 大阪府「後援名義使用」等事業報告書（様式４）

- ① 収支決算において余剰金が発生した場合は、使途を明記すること。
- ② 事業の一部を中止したとき（会期を短縮したときや展覧会、コンサートは中止したが、知事賞は授与したとき）は、「実施期間」欄には実際に事業を行った期間を記載し、短縮、中止に至った理由を「備考」欄に記載すること。
- ③ 事業の全部を中止したときは「実施期間」欄には「中止」と記載し、中止に至った理由を備考欄に記載すること。